

令和4年第3回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和4年3月23日(水) 午前9時10分～午前10時2分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行	
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番 今 隆 俊
	3番	石 澤 孝 知	4番 長 内 康 之
	5番	木 村 功	6番 高 橋 英 子
	7番	工 藤 勝 彦	8番 大 平 成 年
	9番	工 藤 元 伸	12番 佐 藤 国 雄
	13番	佐 山 秀 夫	

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (2人) 1番 佐 藤 陽 介 2番 今 隆 俊

8 付議案件

報告第6号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第7号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第9号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第10号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第11号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第12号	農用地利用集積計画の決定について
議案第13号	耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
議案第14号	行政手続等における押印の取扱いの見直しに伴う関係規則の整備に関する規則について
議案第15号	黒石市非農地証明事務取扱要領の一部を改正する告示について
議案第16号	職員の任免について

9 事務局職員

事務局長	中 田 憲 人
事務局長補佐	大 溝 恵 水
農政農地係長	福 士 博 幸
主 査	外 川 勝 彦
主 事	工 藤 慎 也

中田事務局長	全員お揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 それでは、会議規則第4条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和4年第3回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、3番石澤孝知委員、4番長内康之委員にお願いします。 書記には事務局の大溝補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
工藤主事	報告第6号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和4年2月受理分は、相続が9件、総面積82,580㎡、田が29筆34,333㎡、平畑が12筆40,403㎡、樹園地が3筆7,844㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。

工 藤 主 事	報告第7号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号3番は、高館字甲花岡の田ほか、15筆合計21,307㎡を賃貸人の都合により、令和4年2月9日に合意解約したものです。 受付番号4番は、青山の田、2,484㎡を賃貸人の都合により、令和4年2月4日に合意解約したものです。 受付番号5番は、三島字宮元の田ほか、10筆合計19,132㎡を賃借人の都合により、令和4年2月4日に合意解約したものです。 受付番号6番は、富士見の畑ほか、2筆合計6,162㎡を賃貸人の都合により令和4年2月17日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第9号につきましては、2番今隆俊委員が審議対象になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (今隆俊委員退席) それでは、議案第9号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第9号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 今回の申請は、賃借権設定が3件、所有権移転が3件です。 別紙で説明いたします。 8ページをご覧ください。 (1) 賃借権設定です。 受付番号1番は、浅瀬石字稲村の田、2筆合計5,981㎡を経営規模拡大のため5年間貸借するものです。 受付番号2番は、石名坂字田山堰向の樹園地、11,833㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 受付番号3番は、上十川字大野三番の田、942㎡を耕作便利のため20年間貸借するものです。 (2) 所有権移転です。 受付番号6番は、高館字甲花岡の田、2筆合計5,935㎡を贈与により取

	得するものです。父から子への経営継承によるものです。譲受人は農地を所有していないため、新規農家としての申請となります。 受付番号7番は、三島字宮元の田、6, 800㎡を贈与により取得するものです。父から子への経営継承によるものです。 受付番号8番は、三島字宮元の田、12筆合計8, 572㎡を贈与により取得するものです。親族で経営している農地所有適格法人への贈与となります。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 今回は、コロナ禍により感染予防対策のため、現地調査は事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地確認を行った4番長内康之委員に報告をお願いします。
長内康之委員	今回申請があった農地について、去る3月4日、工藤勝彦委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、3月3日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに申請書、添付書類等の審査した結果を報告します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号1番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、取得後は水稻の栽培が行われます。譲受人は元々、譲渡人から頼まれて申請地を耕作していましたが、両者で相談し今回正式に貸借契約を結ぶこととなりました。 受付番号2番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、取得後はりんごの栽培が行われます。譲渡人が高齢により営農が困難となったため、譲受人に相談し、今回の申請に至りました。 受付番号3番は、耕作便利のための申請です。現況は田で、取得後は水稻の栽培が行われます。譲渡人が高齢により営農が困難となったため、申請地の隣地を耕作している譲受人に相談し今回の申請に至りました。今後は農地を一帯利用していくとのことです。 (2) 所有権移転です。 受付番号6番は、贈与による申請です。現況は田で、取得後は水稻の栽培が行われます。譲受人は農地を保有していないため、聞き取り調査を行った結果を報告します。 譲受人は農作業経験が5年程あり、また親族が経営している農地所有適格法人の常務取締役も勤めています。申請地取得後は妻と二人で営農するとのことで、農業機械等も譲渡人から借入れするとのことです。米の出荷先は農地所有適格法人を予定しているとのことです。譲渡人から指導を受けながら営農していくとのことで、農地を取得することに問題はないと思われます。 受付番号7番は、贈与による申請です。現況は田で、取得後は水稻の栽培が

	行われます。 受付番号8番は、贈与による申請です。現況は田で、取得後は水稻の栽培が行われます。 今回申請があった6件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	所有権移転の8番ですが、親族から法人への贈与ということですが、仮に親族以外からの贈与でも問題ないものですか。
福 士 係 長	農地所有適格法人の要件ですが、株式会社に農業経営の要件を加えたものであって一つの法人格を有することになります。農地所有適格法人への贈与ということでは要件を満たせば問題ありません。今回は、同一親族の経営者が自己経営の法人に贈与しますが、第三者であっても農地所有適格法人であれば農地を贈与することは可能です。
議 長	ほかに質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第9号は、原案のとおり決定いたします。 (今隆俊委員指定席に着く) 次に、議案第10号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第10号は、農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙12ページで説明いたします。 受付番号1番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、二双子字十川、登記地目は畑、現況は不耕作、となっております。 面積は、66㎡であり、事業用施設用地として既に利用されております。 この後、審議される5条転用の事前相談があった際、申請地において、農地転用の許可を受けないままで、事業用小屋が建築されている状況が確認されたことから、違法状態を是正するための申請となりました。

	申請地は、農地区分では、第2種農地「宅地化が進み近接する農地区域が10ha未満の農地」に該当し、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び申請書、添付書類の内容確認並びに現地確認を行った委員より報告があります。
議 長	それでは、聞き取り及び申請書、添付書類の内容確認並びに申請地の現地確認を行った、4番長内康之委員に報告をお願いします。
長内康之委員	今回、4条申請があった土地について、去る3月4日、工藤勝彦委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、3月3日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取り並びに申請書、添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号1番は、事業用施設用地として利用するための申請です。 場所は、旧市立北陽小学校から東へ約600mに位置しており、周辺は、宅地及び平畑となっております。 申請の理由について聞き取りしたところ、申請者は主として板金業を営んでおり、事業を拡大する中で自ら所有する畑に小屋の増設をしたときに、農地転用の許可が必要であることを知らなかったとのことで、この度、違法状態を是正するため申請に至ったとのことです。 顛末書も添付され、寛大な処置をお願いする旨、記載されております。 周辺の農地への被害防止策としては、周囲が宅地でありますので、問題はありません。 以上、今回の申請について、聞き取り及び事前調査で撮影された現地写真・事務局職員からの状況説明、申請内容等を審査した結果、周囲の土地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することに問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
工藤元伸委員	面積が66㎡になっていますが、66㎡だけ違反転用だったということですか。
福 土 係 長	隣接地に事業所があるのですが、一体で小屋が建っているという形になっています。66㎡については、農地にはみ出ている部分ということになります。
議 長	ほかに質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第10号は、原案のとおり決定いたします。 次に議案第11号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福土係長	議案第11号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 14ページから説明いたします。 受付番号2番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、二双子字十川、登記地目、現況地目、畑、となっております。 面積は、287㎡であり、住宅建築用地として40年間の使用貸借権を設定し、利用したいとのことです。 申請地は、農地区分では、第2種農地「宅地化が進み近接する農地区域が10ha未満の農地」に該当し、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、申請書および添付書類の審査等を行った委員より報告があります。
長内康之委員	今回、5条申請があった土地について、去る3月4日、工藤勝彦委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、3月3日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取り並びに申請書、添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号2番は、住宅建築用地として利用するための申請です。 場所は、旧市立北陽小学校から東へ約600mに位置しており、周辺は、宅地及び平畑となっております。 申請の理由について聞き取りしたところ、貸付人と借受人は親子関係で、申請地は現在営んでいる板金業工場と隣接した土地であるため、利便性がよいことから申請したとのことです。 周辺の農地への被害防止策としては、雨水は自然浸透とし、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、周辺の水路に放流するとのことです。 以上、今回の申請について、聞き取り及び事前調査で撮影された現地写真・事務局職員からの状況説明、申請内容等を審査した結果、周囲の土地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することに問題ないものと考えられます。 以上です。
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	父親の年齢は何歳くらいですか。使用貸借が40年間となっておりますが、40年も経過すると、おそらく相続ということになって使用貸借権はなくなる

	わけですよ。期間というのは何年で設定してもいいのですか。
福 士 係 長	貸借期間については、民法上で50年までとなっております。
議 長	ほかに質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第11号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第12号につきましては、1番佐藤陽介委員、2番今隆俊委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 また、櫻庭太志推進委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い、退席をお願いします。 (佐藤陽介委員、今隆俊委員、櫻庭太志推進委員退席) それでは、議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
外 川 主 査	議案第12号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が21件、所有権移転が6件です。 別紙16ページから説明いたします。 (1) 賃借権設定です。 受付番号8番は、浅瀬石字山辺の樹園地、3筆合計6,025㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号9番は、花巻字村下平の樹園地、2,412㎡を5年間10a当たり15,000円で、再設定するものです。 受付番号10番は、追子野木三丁目の田、5,317㎡を3年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号11番は、竹鼻字北野田の田、7,798㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号12番は、牡丹平字鱈頭の樹園地、2,119㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号13番は、赤坂字池田の田ほか、4筆合計7,287㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号14番は、中川字篠村の田ほか、2筆合計10,065㎡を5年間

10a当たり10,000円で、再設定するものです。

受付番号15番は、牡丹平字出石田北の田、4,668㎡のうち4,203㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。

受付番号16番は、高館字甲花岡の田、2筆合計8,930㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。

受付番号17番は、竹鼻字北野田の田ほか、6筆合計7,571㎡を5年間10a当たり15,000円で、再設定するものです。

受付番号18番は、青山の田ほか、4筆合計14,582㎡を10年間10a当たり14,000円で、再設定するものです。

受付番号19番は、田中の田、571㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。

受付番号20番から28番に関しては、農地中間管理事業による新規設定となります。

受付番号20番は、三島字宮元の田ほか、6筆合計16,229㎡を10a当たり12,000円で10年間の設定です。

受付番号21番は、三島字宮元の田、1,100㎡を10a当たり12,000円で10年間の設定です。

受付番号22番は、浅瀬石字川原田の田、2筆合計2,894㎡を10a当たり12,000円で10年間の設定です。

受付番号23番は、八甲の田、2筆合計6,024㎡を10a当たり16,300円で10年間の設定です。

受付番号24番は、竹鼻字北野田の田、2筆合計8,833㎡を10a当たり12,300円で10年間の設定です。

受付番号25番は、竹鼻字北野田の田、2筆合計6,944㎡を10a当たり10,000円で10年間の設定です。

受付番号26番は、竹鼻字北野田の田、4,515㎡を10a当たり10,000円で10年間の設定です。

受付番号27番は、小屋敷南の田、2筆合計3,191㎡を10a当たり16,300円で10年間の設定です。

受付番号28番は、黒石字浄光寺の田、2,133㎡を10a当たり12,000円で10年間の設定です。

(2) 所有権移転です。

受付番号4番は、高館字甲花岡の田、4筆合計9,669㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

受付番号5番は、牡丹平字鱈頭の樹園地ほか、2筆合計4,920㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

受付番号6番は、牡丹平字鱈頭の樹園地、2,219㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

受付番号7番は、牡丹平字出石田北の田、4,384㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

	受付番号８番は、東野添字漆原新田の田、５，７０７㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号９番は、高館字甲高原の畑、５，９９７㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第１２号は原案のとおり決定いたします。 （佐藤陽介委員、今隆俊委員、櫻庭太志推進委員指定席に着く） 次に、議案第１３号「耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第１３号は、農地法第３０条の規定に基づく農地利用状況調査により把握された別紙の耕作放棄地について、農地法第２条第１項の農地に該当するか否かについて審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 ２５、２６ページをご覧ください。 筆数が多いので集計表で説明いたします。 今回、非農地判断を行う地目は、畑と田で、８月から９月ごろにかけて行った利用状況調査で、「５」判定をした農地となります。 全体では４９９筆、面積は８４４，８１７㎡、うち現況山林は１３５筆、面積３３４，５７０㎡、現況原野は３６４筆、面積５１０，２４７㎡となっております。 各地区の状況は、沖揚平地区は、登記地目が全て畑で、筆数が２筆、面積は７４，７６２㎡、うち現況山林は、筆数２筆、面積７４，７６２㎡、となっております。 厚目内地区は、筆数が１７筆、面積は３５，２８４㎡、うち現況山林は、筆数１６筆、面積３０，１５１㎡、現況原野は、筆数１筆、面積５，１３３㎡となっております。 中野地区は、筆数が１０５筆、面積は２００，４１９㎡、うち現況山林は、筆数７６筆、面積１５４，０９３㎡、現況原野は、筆数２９筆、面積４６，３２６㎡となっております。

		山形地区は、筆数が212筆、面積は216,388㎡、うち現況山林は、筆数10筆、面積19,066㎡、現況原野は、筆数202筆、面積197,322㎡となっております。 浅瀬石・追子野木地区は、筆数が59筆、面積90,118㎡、うち現況山林は、筆数20筆、面積31,926㎡、現況原野は、筆数39筆、面積58,192㎡となっております。 黒石地区は、筆数が13筆、面積9,405㎡、うち現況原野は、筆数13筆、面積9,405㎡となっております。 六郷地区は、筆数が91筆、面積218,441㎡、うち現況山林は、筆数11筆、面積24,572㎡、現況原野は、筆数80筆、面積193,869㎡となっております。 今後、所有者、法務局及び関係機関に非農地通知書を発送するとともに、農地基本台帳から削除いたします。 以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第13号は原案のとおり決定いたします。 次に議案第14号「行政手続等における押印の取扱いの見直しに伴う関係規則の整備に関する規則について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
大 溝 補 佐		議案第14号は、行政手続等における押印の取扱いの見直しに伴う関係規則の整備に関する規則についてです。 提案理由は、行政手続等における押印の取扱いの見直しに伴い、関係規則の規定の整備を図るため、規則を制定しようとするものであります。 市民の利便性の向上及び事務簡素化の観点から、市では、行政手続等における押印の取扱いを見直すこととし、「黒石市押印見直し基本方針」を策定しました。この基本方針にのっとり、農業委員会でも規則・告示等に定める様式等各種書類を確認・検討した結果、押印を見直し、取扱いを変更するものです。 別紙で説明いたします。 67ページをご覧ください。 第1条は、黒石市農業委員会会議規則の一部改正です。 第25条第2項 「議事録には、議長及び会議において定めた2人以上の委員が署名押印しなければならない。」とあるのを、「押印」を削り、「署名しなければならない。」に改めます。

	第2条は、黒石市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正です。 こちらは、様式の改正になります。 様式第1号 黒石市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦書です。 様式の中の、推薦者、被推薦者の「氏名は自署」とし、「㊟」を削ります。 様式第2号 黒石市農業委員会農地利用最適化推進委員団体推薦書です。 代表推薦者の「代表者氏名は自署」とし、「㊟」を削ります。 また、被推薦者の「氏名は自署」に改めます。 様式第3号 黒石市農業委員会農地利用最適化推進委員応募書です。 応募する者の「氏名は自署」とし、「㊟」を削ります。 改正は以上となります。 また、農業委員の選任に関する規則は審議事項ではありませんが、農業委員の推薦書、応募書も同様の改正となります。 黒石市農業委員会委員の選任に関する規則は、市の規則であるため、市総務課文書係が他の規則と一括して改正の手続きを進めております。 農業委員の推薦書や応募書も、同じように改正し、氏名は自署で、㊟を削る予定となっております。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	推薦書についてですが、法人が推薦する場合は、代表者の氏名を、自分で書いてもらうということですか。
大 溝 補 佐	代表者の氏名を、自署で書いてもらうことになります。
議 長	ほかに質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第14号は原案のとおり決定いたします。 次に議案第15号「黒石市非農地証明事務取扱要領の一部を改正する告示について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
大 溝 補 佐	議案第15号は、黒石市非農地証明事務取扱要領の一部を改正する告示についてです。 提案理由は、行政手続等における押印の取扱いの見直しに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

	別紙で説明いたします。 71ページをご覧ください。 議案第14号同様、黒石市押印見直し基本方針にのっとり、非農地証明事務取扱要領の押印を見直し、取扱いを変更するものです。 こちらも様式の変更になります。 様式第1号 非農地証明申請書の中の、申請者欄「氏名 ㊟」の「㊟」を削ります。 以上です。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	確認なのですが、非農地証明は、押印が省略できることになるようですが、他の農地法の許可申請等も省略できるようになるのですか。
大溝補佐	農地法第3条申請や農地利用集積計画は、まだそのまま押印を必要とします。県や他市町村の動向を確認しながら、徐々に見直していく方針です。転用の申請は、許可権者である県から、押印を省略しても良いという回答を得ているので、押印は省略できます。ただ、転用は代理人が申請するケースが多いので、委任状等、押印が必要な書類もありますので、確認していただければと思います。
議長	ほかに質問ございませんか。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第15号は原案のとおり決定いたします。 続きまして、追加の議案書を配付します。 なお、追加の議案書は、総会終了後に回収しますのでご了承ください。 また、市の人事異動内示発表は24日ですので、それまで口外しないようお願いします。 (追加の議案書を配付、職員は退席) それでは、議案第16号「職員の任免について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
中田事務局長	議案第16号は、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、別紙のとおり職員の任免について承認を求めるものです。 別紙をご覧ください。 (内容について説明) 以上です。

議 長	休憩いたします。
議 長	休憩を取り消します。 本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第16号は、原案のとおり決定いたします。 これで、議案の審議が終了いたしました。 以上で、令和4年第3回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前10時2分 終了 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。 令和4年3月23日 議 長 木 立 康 行  議事録署名者 石 澤 孝 知  議事録署名者 長 田 康 之 